

～障がいのある人もない人も

ともに生きる地域社会の実現に向けて～

12月3日～9日は 「障害者週間」



障害者週間は、皆さんに広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めてもらうとともに、障がい者が、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。この一週間は、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。

問合せ先 健康福祉部高齢障がい支援室(あいあい ☎84-3313)



障がいは、事故や病気などによって、誰にでも生じ得るものです。
障がいは多種多様で、外見では分からない障がいもあります。障がいによる不自由さはあっても、社会の中で普通に生活を送り、社会参加できるようにする、ノーマライゼーション※1)やリハビリテーション※2)の理解や配慮があればできることがたくさんあります。

誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。

ノーマライゼーション※1) …障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方のこと
リハビリテーション※2) …障がいのある人を、身体的、心理的、社会的、職業的あるいは経済的に、各人の最大限までにまで回復させること

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成28年4月から施行されます

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項や、国、地方公共団体、民間事業者での障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めています。この法律では「不当な差別的取扱い※3)」や「合理的配慮※4)をしないこと」が差別になります。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域や職場・学校などで、ともに支えあって暮らす共生社会の実現を目指しましょう。



不当な差別的取扱い※3) …障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、お店に入れないなど、障がいのない人と違う扱いを受けること

合理的配慮※4) …聴覚障害のある人には筆談を行う、視覚障害のある人には書類を読み上げて説明する、知的障害のある人には分かりやすく説明するなど、障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った工夫ややり方で対応すること

障がい者の職場実習を行っています

市では、障がい者の職場実習を行っています。今年度は1名の障がい者に9月1日から11月30日までの3カ月間、職場実習に来ていただいています。

就労の訓練や職場環境に慣れてもらい、就労の促進に寄与するとともに、障がい者に対する理解の促進を図っています。

障害者手帳をお持ちの人への

福祉サービスには次のようなものがあります

住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、障がい者（児）・介助者などに対して、さまざまなサービスや取り組みを行っています（障害者手帳を所持していても介護保険の対象となる人は、介護保険が優先されます）。

障がいのある人の 地域での自立した生活を支えるサービス

障害福祉サービス

障がいのある人が、事業者との契約によってサービスを利用する制度です。障害福祉サービスを利用したい人は、市が発行する受給者証が必要です。

主なサービス ホームヘルプ、生活介護（デイサービス）、ショートステイなど

補装具費の支給

身体上の障がいを補うための用具（補装具）の給付や修理にかかる費用を支給します（障がいの程度や部位により用具の種類は異なります）。

主な種類

義肢、装具、補聴器、車椅子、盲人安全つえなど

三重おもいやり駐車場利用証制度

障がいのある人や妊産婦の人などで、歩行が困難な人に、公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。

障害者（児）に対する手当や障害者（児）を介助している人などへの福祉サービス

特別障害者手当の支給

在宅で、著しい重度の障がい重複しているなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します（所得制限あり）。

支給額 月額 26,620円

障害児福祉手当の支給

著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給します（所得制限あり）。

支給額 月額 14,480円

三重県心身障害者扶養共済年金の支給

月々掛け金を掛け、保護者が死亡した場合、障がいのある人に年金を支給します。障がいのある人を扶養している65歳未満の人が加入できます。

掛け金 保護者の年齢により異なります。

特別児童扶養手当の支給

20歳未満で中度～重度の障がいを持つ児童を扶養している人に支給します（所得制限あり）。

支給額 1級…月額 51,100円、2級…月額 34,030円

割引制度

有料道路通行料割引制度

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障がい者、もしくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、有料道路の割引（5割）が受けられます。利用前に、健康福祉部高齢障がい支援室（あいあい ☎84-3313）で手続きが必要です。対象者については、全額免除と半額免除があります。

※介護者運転の場合は障がいの種別、等級に制限あり

全額免除 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者の世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

半額免除 視覚・聴覚障がいをお持ちの人が世帯主の場合、または重度障がいをお持ちの人（身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級）が世帯主の場合

NHK受信料の免除

全額免除 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者の世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

半額免除 視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合、または重度障がい者（身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級）が世帯主の場合

相談機関

障害者総合相談支援センター「あい」

身体、知的、精神に障がいのある人、ひきこもりの人、またはその家族のための相談機関です。

社会参加、就労、日常生活などのさまざまな相談に応じていますので、何か困りごとや相談のある人はお気軽にお尋ねください。なお、相談は来所での相談以外に、電話相談、訪問相談も受け付けています。

担当窓口 障害者総合相談支援センター「あい」（あいあい2階 ☎84-4711）

障害者虐待防止ネットワーク

「障害者虐待防止法」（平成24年10月1日施行）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。

障がい者の虐待に関わる通報や届け出、支援などの相談を受け付けています。

通報窓口 健康福祉部高齢障がい支援室（あいあい ☎84-3313）

※休日・夜間…市役所（☎82-1111）